

共済年金 だより

No.91

平成20年1月発行

国家公務員共済組合連合会

主な記事

<重要>

- 平成19年分公的年金等の源泉徴収票の送付について 2頁
平成19年分の所得税の確定申告について 3頁

<お知らせ／お願ひ>

- 「国民健康保険の保険料」及び「後期高齢者医療の保険料」の特別徴収について 3頁
平成20年4月からの法律改正について
離婚時の共済年金の分割(3号分割制度) 4頁
年金Q&A 5頁
各種証明書が必要な方へ 6頁
読者のひろば 7頁
平成20年年金カレンダー・お問い合わせ先 8頁



「富士山と樹氷」山梨県カチカチ山 石井一義（神奈川県）

平成19年分公的年金等の源泉徴収票は 1月初旬に「はがき」でお送りします

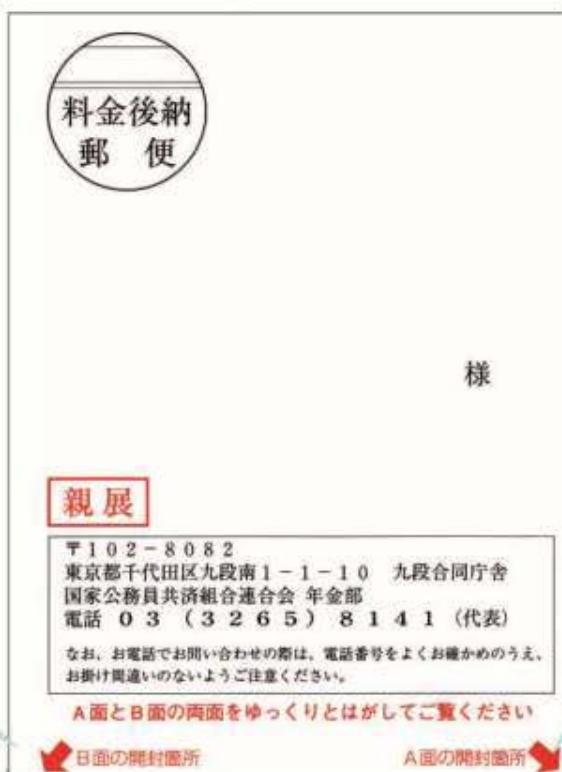
退職共済年金等の受給者の皆様へ

平成19年中に連合会がお支払した年金の「支払金額」や所得税として徴収した「源泉徴収税額」を載せた「平成19年分公的年金等の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」といいます。)は、平成20年1月初旬にお送りします。

この「源泉徴収票」は、所得税法上、雑所得として課税の対象となる退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金及び船員通算老齢年金(以下「退職共済年金等」といいます。)を受給されている皆様にお送りします。

(遺族給付又は障害給付は非課税ですのでお送りしません)

お送りする「源泉徴収票」は、次のような「郵便はがき」でお届けしますが、所得税の確定申告などの際に必要となりますので大切に保管してください。



[平成19年分所得税の確定申告について
のお知らせ]となっております。

次頁に掲載した内容
の「源泉徴収票」と
なっております。

平成19年分の所得税の確定申告について

連合会では、退職共済年金等は所得税法上「雑所得」であることから、所得税の源泉徴収を行いますが、給与所得のような「年末調整」による税額の精算は行っていません。

したがって、次のようなことがある方は、確定申告で税額の精算をすることになります。

- 退職共済年金等の他に給与所得、不動産所得、事業所得などの所得金額のある方
- 退職や老齢を給付事由とする年金を二つ以上受給されている方

詳しくは、「郵便はがき」でお届けする「源泉徴収票」が届いた際に、はがきのB面に記載している、「平成19年分所得税の確定申告についてのお知らせ」をご参照ください。

<p>(A面) 源泉徴収票の主な欄の説明</p> <p>「区分」の欄の適用区分</p> <p>法第203条の3第1号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方</p> <p>法第203条の3第2号適用分 「会的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出された方のうち、国民年金法による老齢基礎年金(社会保険料)と65歳からの「退職共済年金」(連合会)を受けておられる方 この欄には、65歳に達した翌月からの支払金額と源泉徴収税額を記載しています。なお、65歳に達した月までの分は、法第203条の3第1号適用分に記載しています。</p> <p>法第203条の3第3号適用分 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出されていない方または提出を要しない方</p> <p>「支払金額」及び「源泉徴収税額」の欄 公的年金等のその年の支払総額と源泉徴収税額を記載しています。</p> <p>「本人」、「控除対象配偶者の有無等」、「扶養親族の数」及び「障害者の数」の欄 源泉徴収の際に受けた所得控除の該当事項を+または人數で表示しています。</p> <p>「社会保険料の金額」の欄 公的年金等の支払の際に控除した介護保険料の総額を記載しています。</p>	<p>平成19年分 公的年金等の源泉徴収票</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 10%;">支 払 を 受 け る 者</td><td style="width: 10%;">住 所 又 は 届 所</td><td colspan="5"></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="5"></td></tr><tr><td style="text-align: center;">者 氏名</td><td colspan="6"></td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(受給者番号)</td><td style="text-align: center;">生 年 月 日</td><td style="text-align: center;">明 治 年 月 日</td><td style="text-align: center;">大 正 年 月 日</td><td style="text-align: center;">昭 和 年 月 日</td><td style="text-align: center;">平 成 年 月 日</td></tr><tr><td style="text-align: center;">区 分</td><td style="text-align: center;">支 払 金 額</td><td colspan="5">源 泉 徴 収 税 額</td></tr><tr><td>法第203条の3 第1号適用分</td><td>千 円</td><td colspan="5">千 円</td></tr><tr><td>法第203条の3 第2号適用分</td><td>千 円</td><td colspan="5">千 円</td></tr><tr><td>法第203条の3 第3号適用分</td><td>千 円</td><td colspan="5">千 円</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">本 人</td><td colspan="5">社会保険料の金額 (介護保険料)</td></tr><tr><td>特別障害者</td><td>その他障害者</td><td colspan="5">千 円</td></tr><tr><td>控除対象配偶者の有無等</td><td>扶養親族の数</td><td>障害者の数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>有 無</td><td>老人控除対象配偶者 特 定 老 人</td><td>子 の 他</td><td>特 別 其 他</td><td>其 他</td><td>見 本</td><td>人</td></tr><tr><td colspan="7">(摘要)</td></tr><tr><td rowspan="2">支 払 者</td><td rowspan="2">所 在 地</td><td colspan="5">〒102-8082 東京都千代田区 九段南1-1-10 九段合同庁舎</td></tr><tr><td>名 称</td><td colspan="5">国家公務員共済組合連合会</td></tr><tr><td>署 番 号</td><td>01101</td><td>整理番号</td><td>0095486</td><td>見 本</td><td></td><td></td></tr></table>	支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 届 所													者 氏名							(受給者番号)		生 年 月 日	明 治 年 月 日	大 正 年 月 日	昭 和 年 月 日	平 成 年 月 日	区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額					法第203条の3 第1号適用分	千 円	千 円					法第203条の3 第2号適用分	千 円	千 円					法第203条の3 第3号適用分	千 円	千 円					本 人		社会保険料の金額 (介護保険料)					特別障害者	その他障害者	千 円					控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数					有 無	老人控除対象配偶者 特 定 老 人	子 の 他	特 別 其 他	其 他	見 本	人	(摘要)							支 払 者	所 在 地	〒102-8082 東京都千代田区 九段南1-1-10 九段合同庁舎					名 称	国家公務員共済組合連合会					署 番 号	01101	整理番号	0095486	見 本		
支 払 を 受 け る 者	住 所 又 は 届 所																																																																																																															
者 氏名																																																																																																																
(受給者番号)		生 年 月 日	明 治 年 月 日	大 正 年 月 日	昭 和 年 月 日	平 成 年 月 日																																																																																																										
区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額																																																																																																														
法第203条の3 第1号適用分	千 円	千 円																																																																																																														
法第203条の3 第2号適用分	千 円	千 円																																																																																																														
法第203条の3 第3号適用分	千 円	千 円																																																																																																														
本 人		社会保険料の金額 (介護保険料)																																																																																																														
特別障害者	その他障害者	千 円																																																																																																														
控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者の数																																																																																																														
有 無	老人控除対象配偶者 特 定 老 人	子 の 他	特 別 其 他	其 他	見 本	人																																																																																																										
(摘要)																																																																																																																
支 払 者	所 在 地	〒102-8082 東京都千代田区 九段南1-1-10 九段合同庁舎																																																																																																														
		名 称	国家公務員共済組合連合会																																																																																																													
署 番 号	01101	整理番号	0095486	見 本																																																																																																												

平成20年4月から「国民健康保険の保険料(税)」及び「後期高齢者医療の保険料」の年金からの特別徴収が実施されます

平成20年4月より、65歳以上75歳未満の年金受給者の方の「国民健康保険料」と平成20年4月から新たに設けられる原則75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療の保険料」が年金から特別徴収されることになります。

これらの保険料の詳細に関しては、住所地の市区町村の国民健康保険又は後期高齢者医療の各窓口にお問い合わせください。

特別徴収により保険料が徴収される方には、平成20年4月にお送りする「年金支払通知書」に、その徴収額を記載しますので、ご確認ください。

平成20年4月からの法律改正について

離婚時の共済年金の分割(3号分割制度)

(平成20年4月1日以後に成立した離婚が対象です)

組合員または組合員であった方とその被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)が平成20年4月1日以後に離婚をした場合に、被扶養配偶者であった方からの請求により、被扶養配偶者自身の国民年金の第3号被保険者期間に応じた組合員または組合員であった方の標準報酬総額を自動的に2分の1ずつ当事者間で分割することができます。これを「3号分割制度」といいます。

なお、平成20年3月31日以前の離婚時の共済年金の分割(合意分割制度)につきましては、本誌「共済年金だより」No.89平成19年5月号をご覧ください。

【イメージ図】



*3号分割制度の対象となるない婚姻期間中の共済年金の標準報酬総額については、合意分割制度の条件に該当する場合、合意分割制度に基づき分割することができます。

分割の効果

- 分割の対象となるのは、平成20年4月以後の国民年金の第3号被保険者期間中における相手方(組合員または組合員であった方)の組合員期間に係る標準報酬総額に限られます。
- 分割を受けた標準報酬総額につきましては、受けた方の退職共済年金等の受給資格に応じた年金に反映することができます。
- 分割を受けても、受けた方自身が退職共済年金の受給要件を満たすまでは、当該年金は受給できません。また、分割を行った者が死亡しても、分割を受けた者の年金には影響しません。

合意分割制度と3号分割制度との主な相違点

	合意分割制度	3号分割制度
制度の開始時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の対象となる離婚	平成19年4月1日以後の離婚	平成20年4月1日以後の離婚
分割の対象	婚姻期間中の当事者の標準報酬総額	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以後の第3号被保険者であった期間中の組合員の標準報酬総額
分割の方法	婚姻期間中の標準報酬総額の多い方から、少ない方へ分割	第3号被保険者期間中に国家公務員共済の組合員であった方から、第3号被保険者であった方に分割
分割割合	上限1/2 (当事者間の合意又は裁判手続きにより定められた分割割合)	一律1/2 (当事者間の合意等は不要)
分割の請求者	当事者双方又はいずれか一方	第3号被保険者であった方

年金Q&A

Q

退職共済年金の受給者ですが、今回の定期支給で送金された額が前回の定期支給で送金された額より減額されていますがどうしてですか。

A

主な理由としては次のことが考えられます。

(1) 年金受給者の年齢が65歳になったことによる減額

年金受給者が65歳になると、それまで受給していた「特別支給の退職共済年金」の定額部分が、国民年金の「老齢基礎年金」に振り替えられますので、65歳からは、連合会から「本来支給の退職共済年金」が、社会保険庁から「老齢基礎年金」が、それぞれ支給されることになります。

このため、65歳からの定期支給で送金される額は、65歳前に受給していた退職共済年金額から老齢基礎年金に振り替わった額を差し引いた後の年金額で送金されるため、前回の定期支給の送金額より減額されて送金されます。

なお、65歳から連合会から支給される「本来支給の退職共済年金」と社会保険庁から支給される「老齢基礎年金」を合計すると65歳前に受けている「特別支給の退職共済年金」の額を下回ることはありません。

(2) 加給年金額対象配偶者が次に該当することなどにより加給年金額が加算されなくなったことによる減額

① 配偶者自身が公的年金制度から年金(退職(共済)年金、老齢(厚生)年金(加入期間が20年以上のものか、20年以上とみなされるものに限られる))若しくは障害(共済・厚生)年金、又は障害基礎年金、その他の年金の支給を受けたとき又は年金受給者が別に加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けたときは、加給年金額の支給が停止されますので定期支給の送金額が減額されて送金されます。

② 加給年金額対象配偶者が65歳になると配偶者本人が国民年金から老齢基礎年金を受給することになりますので、退職共済年金に加算されていた加給年金額が加算されなくなります。このため、退職共済年金の定期支給の送金額が減額されて送金されます。

(3) 厚生年金保険の被保険者等で、年金の一部支給停止に該当している者の「基本月額」や「総収入月額相当額」の変動による減額

民間会社などに再就職し、厚生年金保険の被保険者等となり、その間、「基本月額」と「総収入月額相当額」の合計額が48万円を超えた場合には年金の一部支給停止に該当するため支給額が減額される場合や既に減額されている方は「基本月額」や「総収入月額相当額」が増えた場合は更に減額されて送金される場合があります。

(注) 基本月額=(年金額-職域加算額-経過的加算額(受給権者が65歳以上の場合)-加給年金額)×1/12

総収入月額相当額=(停止対象月の前月の標準報酬(給与)月額+当該月以前1年間の標準賞与(期末手当等)額の総額)×1/12

支給状態証明書の請求について

年金の受給権を担保にして、「国民生活金融公庫」(沖縄在住の方に限っては「沖縄振興開発金融公庫」)から、貸付けを受けることができます。

貸付けを受けるときは、「恩給担保貸付借入申込書」(用紙は国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にあります)の支給状態証明書欄に、連合会で年金額、最終の支払済みの支給期月等の支給状態に関する証明を受け、貸付けを受けようとする公庫に提出します。証明書が必要なときは、氏名、年金証書記号番号を記入した同申込書に宛先を記載した返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

詳細については、最寄りの国民生活金融公庫または沖縄振興開発金融公庫にお尋ねください。

年金支給額証明書の請求について

障害(共済)年金、遺族(共済)年金は非課税のため、源泉徴収票は、送付しておりません。

つきましては、各種学校の奨学金、授業料の免除及び老人ホームへの入所などの資格審査等に年金支給額証明書(以下「証明書」といいます)が必要になります。

証明書が必要なときは、年金証書記号番号、氏名、電話番号、何年度分の証明書が必要なのか、また使用目的を便箋等に記入し、宛先を記載した返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

年金加入期間確認通知書の請求について

年金受給者ご本人または配偶者が厚生年金保険、国民年金など他の公的年金制度の年金を請求するときには、国家公務員共済組合の「年金加入期間確認通知書」が必要となる場合があります。その際は、「年金加入期間確認請求書」の用紙に必要事項を記入し、請求書の用紙がないときには、便箋等に記載例のように必要事項を記入し、宛先を記載した返信用封筒(80円切手貼付)を同封のうえ、連合会年金部に請求してください。

なお、請求書の用紙は、国家公務員共済組合連合会ホームページ(<http://www.kkr.or.jp>)よりダウンロードすることも可能です。

(記載例)

年金加入期間確認通知書の発行依頼について

- ①年金証書記号番号、②請求者の氏名(フリガナ)、③年金受給者の氏名(フリガナ)、
④年金受給者生年月日、⑤請求者の郵便番号・住所、⑥請求者の電話番号、⑦請求の理由、⑧必要枚数

〈請求先〉国家公務員共済組合連合会年金部 証明書担当 電話 03-3265-8141

(注1)社会保険労務士等が請求する場合は、委任状を添付してください。

(注2)連合会から年金が2つ以上決定されている場合は、①は全ての年金証書記号番号を記入してください。

(注3)請求者が年金受給者ご本人の場合は、②請求者の氏名を記入する必要はありません。

*** 読者のひろば ***

手書きのレシピ

私は76歳、ただいま調理の魅力にすっかりはまっている。それはレストランのシェフからもらった1枚の手書きのレシピから始まったといえる。

私ども夫婦の金婚式を、よく訪れている街はずれの小さなレストランで、娘夫婦と孫が祝ってくれたときのことである。

すぐ目の前の瀬戸内海で獲れた魚介類を主とした料理はいつもながら美味しく食べることの幸せ感を与えてくれる。その日のメイン料理である黒鯛のムニエルがあまりにも美味しかったので、接客係の女性にその旨伝えたのである。食事を終えて帰ろうとしたとき、奥から老シェフが出てこれられ私に一枚の手書きのレシピを渡され「素材とその調理手順を書いておいたのでお使いください」と言われた。

私は店にとって大切なレシピは、そう簡単に人に渡すものではないと思っていただけに、料理の味とともにシェフの人柄にすっかり感激したのである。

その数日後、そのレシピを用いて調理した料理を試食した妻が「美味しい」といって誉めてくれたのであった。これらのことから定年後の私は調理の魅力に取りつかれた。

その後、妻が、くも膜下出血で入院、手術を行った後退院し、介護、看護さらに調理人として腕を振るい調理のイロハを自分なりに修得しつつある。

今は、料理の奥深さに戸惑いながらも我が家の名シェフとして活躍している。

広島県 桑森 政利（76歳）

生涯学習を実践して

40歳のころから生涯学習をしている。最初は、宅地建物取引主任者試験、社会保険労務士試験の受験から始まった。どうにか合格したので、司法試験受験を考えたが、役所に勤務しながらの受験であることや大学での専攻が経済学であることを考え、慶應義塾大学法学部（通信教育課程）に入学した。

東京でのスクーリングに出席できないため、116単位取得で退学した。役所を60歳で退職して放送大学に入学した。平成15年9月に卒業。司法書士受験も考え準備したが不合格であった。67歳になっていたので、大学院受験はどうかなと考えていた。しかし予備校から法科大学院受験のパンフレットが届き相談したところ、受験を進められた。

受験したのは香川大学大学院法学研究科でした。面接で聞かれたのは慶應大学でどの科目の単位を取得したかなどであった。合格するとは思っていなかったが合格した。

予備校に話したところ、67歳でよく合格しましたねということでした。入学をして、単位はほとんど終了し終了論文のみ残っている。予備校の勧めがなければ入学していないと思う。23歳で大学を卒業したときの夢でもあるので、苦しい毎日ではあるが教授と一对一で議論している。自分の能力では無理とは思っているが、30年も生涯教育を続けている。大学は卒業することではなく勉強することが重要だ。

香川県 上村 康夫（70歳）

【表紙写真募集】

平成20年5月号の本誌の表紙写真を募集します。5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご投稿ください。

ご投稿写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室まで送付ください。応募写真の返却はいたしません。なお、5月号の応募締切は平成20年2月29日です。

平成20年 年金カレンダー

(本情により日程が変わることもあります)

2008		定期支給関係	所得税関係 その他
1月	15日	年金払渡金融機関変更 (2月定期支給から)の締切日です。	初旬 退職(共済)年金などの受給者の皆様へ「平成19年分公的年金等の源泉徴収票」を「はがき」でお送りします。
2月	15日	2月定期支給(12月・1月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	「平成20年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の内容は、2月定期支給分から反映します。 確定申告開始 確定申告をされる方は、2月18日から3月17日までに住所地の税務署等で確定申告をしてください。
3月	17日	年金払渡金融機関変更 (4月定期支給から)の締切日です。	
4月	15日	4月定期支給(2月・3月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	▶ (注) 本年6月定期支給分から翌年4月定期支給分までの支給額等を「年金支払通知書」でお知らせします。なお、支給額等に変更があった場合は、その都度変更内容をお知らせします。また、厚生年金保険の被保険者等である間の年金の一部支給停止に該当している方には定期支給毎に支給額等をお知らせします。
5月	15日	年金払渡金融機関変更 (6月定期支給から)の締切日です。	
6月	中旬 13日	年金支払通知書(注)をお送りします。 6月定期支給(4月・5月分)	
7月	15日	年金払渡金融機関変更 (8月定期支給から)の締切日です。	★受給者の皆様の生存の現況確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行っています。したがって、同システムを利用し現況確認が行えた方に対するは、平成15年4月より身上報告書は、送付しておりません。
8月	15日	8月定期支給(6月・7月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	(注) 市町村合併に伴う住所変更につきましては、連合会年金部が一括して行いますので、住所変更届の提出は必要ございません。
9月	16日	年金払渡金融機関変更 (10月定期支給から)の締切日です。	
10月	15日	10月定期支給(8月・9月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	上旬 退職(共済)年金などの源泉徴収の対象となる年金を受ける皆様へ
11月	17日	年金払渡金融機関変更 (12月定期支給から)の締切日です。	「平成21年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の用紙をお送りします。
12月	15日	12月定期支給(10月・11月分) 年金支払通知書は原則としてお送りしません。	↓ 中旬 提出期限です。 

[お問い合わせ先] ☎102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03)3265-8141 (代表)

電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

最近、お問い合わせが非常に多く長時間お待たせする場合があり大変申し訳ありません。

間違い電話が多くなっていますので、**おかげ間違いのないよう十分ご注意ください。**

お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等ご利用ください)